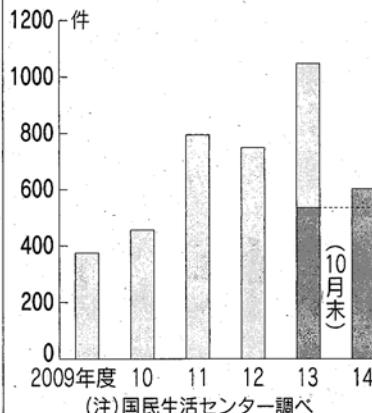


### 原野商法の二次被害に関する相談件数



「太陽光発電の会社が将来買い取るはずです」。神奈川県の70代の女性は今年5月ごろ、約40年前に夫が購入した土地をい取るために自宅を訪れた業者から、別の土地を買うよう勧められたとい

う。結局、当初持っていた土地は買い取ってもらえたが、別の山林を2ヵ所購入させられ、差額の400万円を支払うこととなつた。

国民生活センターによると、13年度に原野商法の被害者から寄せられた二次被害の相談件数は1,048件で過去最多。今年度も10月末までに60件に達し、13年度同期を1割以上上回る。支払い済み金額の平均は約1

価値の低い土地をだまして売りつける「原野商法」の被害者が、土地の売却話などを持ちかけられ、新たにお金を支払わされるトラブルが続発している。2013年度に全国の消費生活センターに寄せられた相談件数は過去最多で、相談者の大半が高齢者。土地を生前に処分しようとして被害に遭うケースが多く、国民生活センターは注意を呼びかけている。

### 相談1000件超 高齢者の相続付けに入る

典型的な手口は、電話を掛けたうえ、所有者宅を訪れた業者が「土地を买的たがっている人がいるので値上がりする」と語り、売却するための広告や測量などの名目で

### 買わされた土地 売却持ちかけ

お金の支払いを求めるケース。実際にインターネットに広告を掲載したり、測量の結果を載せた報告書を送付してきたりすることもあり、直ちに

違法と言えないことも多いという。同センターは被害防止策として「行政などに業者が持ちかけた話の事実関係を問い合わせてみる

のも有効」と指摘。お金を支払ってもクーリングオフできる場合があるといい、「おかしいと思うたらすぐ相談を」と呼びかけている。